

沼 建 第 43号
平成19年5月7日

国土交通省道路局長 様

沼田市長 星野 巳喜雄



中期的な計画の作成にあたっての意見について(回答)

沼田市の道路事業につきましては、日頃から格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当市における今後の道路政策や道路の整備・管理について、下記のとおりと考えております。

記

1. 道路整備の促進を求める期成同盟会としての行動を行う。
 - ◎国道17号バイパス促進期成同盟会
 - ◎国道401号改良整備促進期成同盟会
 - ◎国道120号線改良整備促進期成同盟会
2. 沼田市第五次総合計画に則った道路整備を行う。
 - ◎交通施設等の整備
 - ◎地域防災の強化

※各事業については別紙のとおり。
3. 利根地方総合開発協会における陳情・請願項目を県に働きかける。
 - ◎主要地方道沼田大間々線（日影南郷・根利地区の一部）改良整備
 - ◎県道戸鹿野下之町線（戸鹿野橋の架け替え）の整備促進
 - ◎県道小日向沼田線の整備促進
 - ◎一般県道日向南郷大原線道路整備促進
 - ◎玉原越え道路建設促進

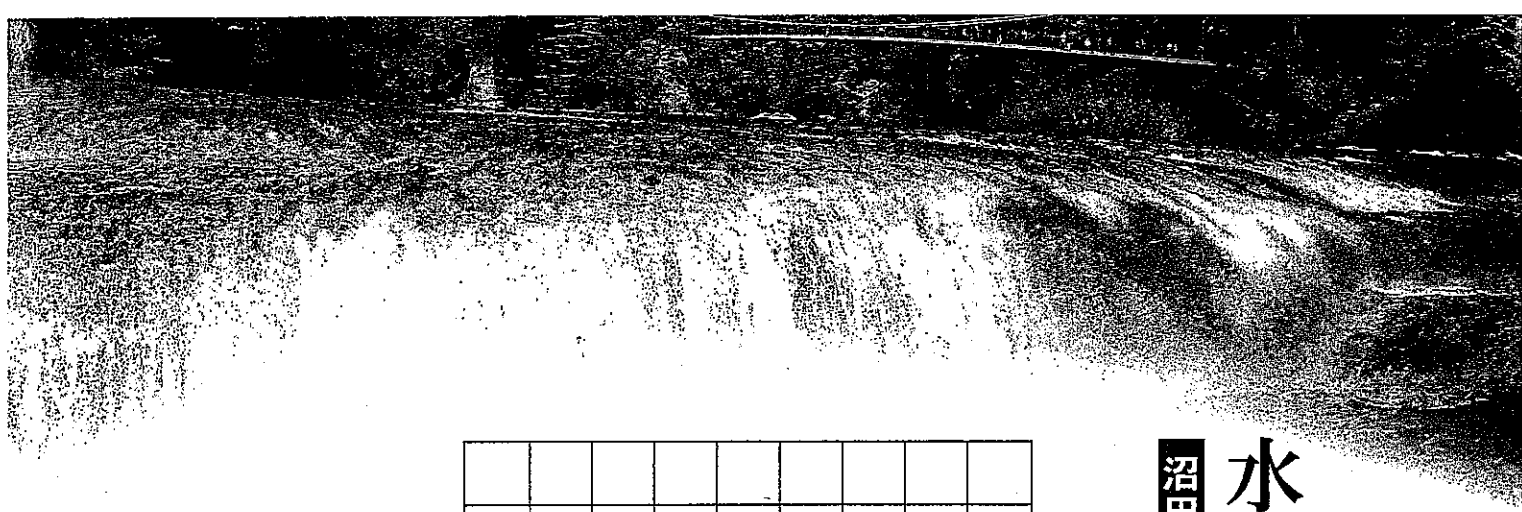
沼田市第五次総合計画における事業

◎交通施設等の整備

事業名	事業期間
3・3・1環状線整備事業	S53～
合同庁舎南線整備事業	H15～H20
市道高橋場通学路線道路改良事業	H15～H28
市道一本木1号線道路改良事業	H23～H26
市道高平平出線道路改良事業	H23～H33
市道根岸小芝線道路改良事業	H13～H22
市道T3257号線千歳橋架替事業	H13～H28
市道T106号線大原老神線道路改良事業	H17～H25
市道T105号線追貝大楊線道路改良・橋梁架替事業	H16～H30
市道T2049号線東小学校通り線道路改良事業	H14～H23
市道T2108号線皇海道路改良・舗装・維持補修事業	H8～H28
市道T216号線金久保丸笠線道路改良事業	H10～H22
市道T201号線砥山線道路改良事業	H10～H30
市道T108号線輪久原二本松線道路改良事業	H16～H22
市道T102号線切通し平原線道路改良事業	H8～H28
市道T101号線平川線道路改良事業	H10～H28
除雪機械購入事業	H19～H28
滝坂川遊歩道整備事業	H23～H28
沼田平用水路敷歩道整備事業	H20～H28
下郷地区通学路歩道整備事業	H22～H25
国道120号椎坂バイパス関連事業	整備促進

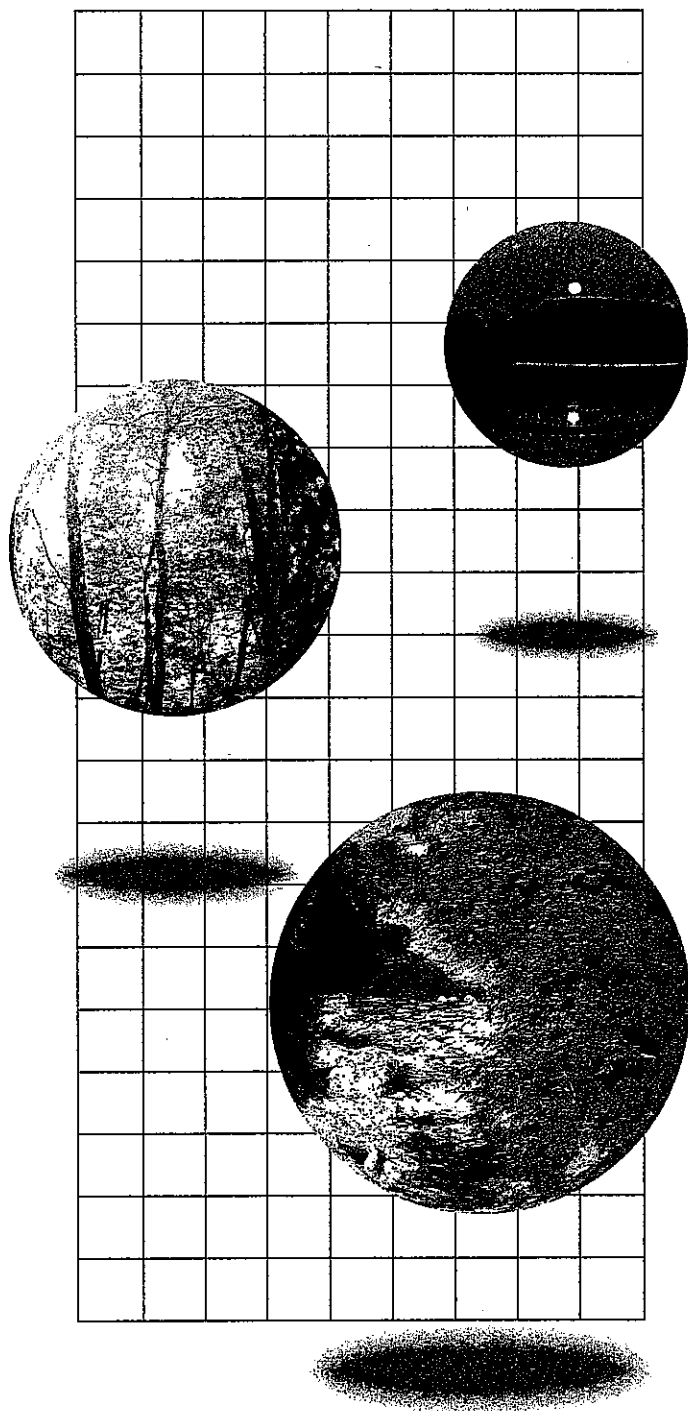
◎地域防災の強化

事業名	事業期間
橋梁点検事業	H18～
市道T215号線南郷穴原線安全対策事業	H20～H22
市道T107号線南郷赤城山線落石防護事業	H19～H30
市道T103号線平原線道路維持事業	H21～H23



水と緑の大地 田園空間都市

沼田市第五次総合計画



平成19年3月
群馬県沼田市

第3節 交通施設等の整備

1 道路網の整備

現況と課題

本市の道路網は、関越高速自動車道、国道17号・国道120号・国道145号、主要地方道・一般県道を骨格として、市道3,894路線、道路延長1,377キロメートル（平成17年度末）で形成されています。また、都市計画道路については、12路線が計画決定をされています。

広域的道路網の整備については、骨格と成す国・県道の整備促進と調査検討について、国及び県に働きかけていく必要があります。国道17号沼田バイパスに関しては、促進期成同盟会等を通じてバイパス整備延長や早期4車線化の要請を行い、国道120号椎坂バイパス整備事業については、市町村合併課題でもあり、促進に努めるとともに、地域活性化のために一体となった関連事業の整備が必要となっています。

また、都市計画道路など幹線道路を中心に骨格道路として、広域的道路とのアクセスに配慮できる優先度の高い路線から計画的に整備を推進し、周辺町村と連携した道路網を形成していく必要があります。少子高齢化社会に対応した安全性や快適性を重視した道路整備が望まれています。

生活道路網の整備については、歩行者に配慮した幹線と幹線を結ぶネットワークの道路整備を引き続き推進する必要があります。

市街地及び新興住宅地についても狭隘な道路が多く、計画的な改良を行う必要があります。

す。

土地改良事業や都市計画事業による新設道路、市民からの寄付行為によるものなど認定道路の延長、路線数とも毎年増加しており、この維持管理は膨大なものとなっています。

除雪対策については、委託を中心に行っており、主要な幹線を主に除雪を実施しています。また、冬期の歩道は、積雪及び車道除雪に伴う堆雪により、歩行に支障を来すなど、安全面でも問題となっており、安全で快適な冬期歩行者空間の確保が課題となっています。

パトロール、一斉点検、地域からの要望や連絡により、道路の維持補修対応を行っていますが、体制的にも限界があることから、方法等を含め検討が必要となっています。

施策の体系

広域的道路網の整備
生活道路網の整備
維持管理の推進

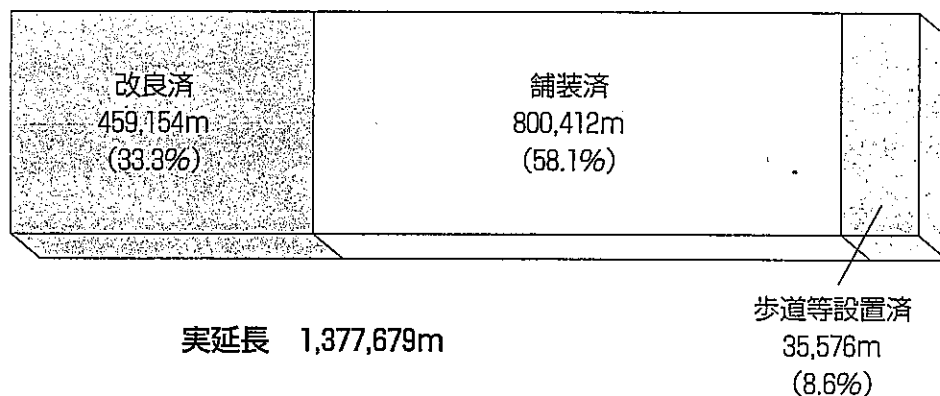
施策の概要

◆広域的道路網の整備

- ・ 広域的幹線道路整備との連携を図りつつ、綾戸バイパスまでの整備延長、また、暫定2車線の早期4車線化など国道17号沼田バイパスの整備促進について、国等に要請を行います。
- ・ 国道120号椎坂バイパス整備事業の促進をはじめとして、広域的な幹線道路の整備を進め、地域活性化の推進、周辺町村との連絡性の向上を図ります。



市道の整備状況（平成18年3月31日現在）



- ・ 広域的幹線道路とのアクセスに配慮できる優先度の高い路線として、都市計画道路3・3・1環状線の整備を進め、市街地環境に見合った快適な道路網の形成を図ります。

◆生活道路網の整備

- ・ 市街地と市内各地域を結ぶ道路網の整備を進め、円滑な交通の確保を推進します。
- ・ 市民生活に最も身近な生活道路については、地域の実情に配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、通学路などにおける歩道整備や街路灯の設置による、安全で快適な生活道路の形成に努めます。

◆維持管理の推進

- ・ 老朽化した舗装や機能低下した道路施設などの点検・補修を計画的に進めます。
- ・ 除雪（排雪）については、体制の整備を図るとともに、除雪機械の更新を計画的に行い、市民の安全、生活道路の確保に努めます。
- ・ 冬期歩行者空間確保の取組として、「雪みち計画」を策定し、歩道除雪機械を購入し、地域住民との協働体制の下一体的に進めます。

2 人にやさしい道の整備

現況と課題

西を利根川、南を片品川、北を薄根川に削り取られた河岸段丘により、街が上下に分断され、沼田における風土や文化に大きく影響を及ぼしています。

これにより、本市の道は歩行を妨げられ、移動手段が自動車中心となったことにより、自動車の普及が加速した要因となっています。そのため、自動車中心の道の整備が進められ、歩道の未整備、狭い幅員など、歩く人が危険で歩きづらい道が多くある現状となっています。

これらを解消し、自然や環境と共存していくには、公共交通の利用を促進するとともに、歩行支援対策を図り、これからの少子高齢社会に対応した安心安全でゆとりある生活を実現するため、歩く人にやさしい、歩いて楽しいまちづくりを進める必要があります。

施策の体系

歩道の整備

歩行者支援施設の整備

施策の概要**◆歩道の整備**

- ・ 市民が安心して歩き、憩える場として、地域の実情に配慮しながら歩道の整備を推進します。

◆歩行者支援施設の整備

- ・ 子どもから高齢者や障害者まで、誰もが歩いて生活できる環境を形成するため、歩行者空間のバリアフリー化に努めるとともに、歩くこと自体を楽しむことができるような歩行環境の改善などを推進します。
- ・ 「歩いて暮らせるまちづくり」構想の具現化を図ります。

3 公共交通機関の充実**現況と課題**

市内を運行するバス路線は、バス運行事業者に運行を委託しているものが8路線と高速バス前橋線及び近隣の村の主体による運行の2路線があります。

各路線とも、利用者は減少傾向にあり、特に少子化に伴い通学利用が減少しています。これから高齢化が進む中で、交通弱者の対策を踏まえながら、公共交通の維持に努め、市民の足を確保することが必要です。

今後のバス運行費の増加は必至ですが、中長期的な視野に立ち、全体の見直しも並行してバス路線の維持に努める必要があります。

また、地域の要望を踏まえ、交通空白地域の対策について検討していく必要があります。

施策の体系**公共交通機関の充実****施策の概要****◆公共交通機関の充実**

- ・ 公共交通サービスの充実に向けて、都市間バスや市内のバス路線の維持に努めます。
- ・ 現行バス路線について、更に利用しやすい形態を検討します。
- ・ 高齢社会への対応を踏まえ、既存路線、広域路線など公共交通の在り方について抜本的な検討を進めます。
- ・ 中心市街地の整備とも関連して、市街地へのアクセス確保や市街地内循環などを目的とする新たなバス路線の導入について、その必要性の是非を含め検討を進めます。

第6節 地域防災の強化

1 災害に強い都市基盤の整備

現況と課題

災害時における避難場所等の確保と施設の安全性については、先の新潟県中越地震で再確認されたところであり、避難施設等の耐震性の調査等について検討する必要があります。

地震の発生や、台風・集中豪雨による風水害、また、がけ崩れなどが起こる可能性は常に有しており、災害に強いまちづくりの観点から、都市基盤の整備や防災空間の確保を進めていく必要があります。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が平成17年に改正され、10年後に死者数及び経済的被害額を半減（中央防災会議「地震防災戦略」）させるために、緊急かつ最優先に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者の88パーセントが家屋等の倒壊による圧迫死であることが報告されています。また、昭和56年以前に建築された耐震基準を満足しない戸建住宅が、既存ストックの51パーセントにものぼることが国土交通省により推計されています。

耐震改修促進法に基づき国が策定した基本方針において、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率については、現状の75パーセントを平成27年までに90パーセントに引き上げることが目標として定められています。

昭和56年以前に建築された戸建住宅を対象とし、このうち耐震性能を満足しないものについて、速やかに耐震改修を実施する必要があります。

施策の体系

安全都市基盤の整備
建築物の耐震化の推進

施策の概要

◆安全都市基盤の整備

- ・ 安全なまちづくりを行う観点から、避難場所の見直しや施設の確保を図ります。
- ・ 災害物資の輸送路また避難経路の確保として橋りょう等重要構造物の耐震性を高めるなど、災害に強い道路の整備を図ります。
- ・ 落石などの道路交通に障害を及ぼす恐れのある各種要因について防災施設の整備を推進します。
- ・ がけ崩れ災害が発生する危険性の高い地域は、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、地形や地質に適した工法による急傾斜地崩壊防止工事を施すなど、危険箇所の対策を計画的に促進します。

◆建築物の耐震化の推進

- ・ 本市の既存住宅の耐震化率を90パーセントまで引き上げるため、スクリーニング（ふるいわけ）として耐震診断を行い、新耐震基準に適合しない場合には、適合させるために必要な耐震改修がなされるよう推進策を検討します。